

法人県民税・法人事業税の電子申告について

法人県民税・法人事業税の電子申告は、地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム」、通称「e L T A X（エルタックス）」を利用して、インターネットを通じて行う申告です。

申告書は、e L T A X専用ソフトで簡単に作成でき、複数の地方公共団体へまとめて一度に送信することが可能です。市販の税務会計ソフトで作成したデータも使用することができます。

また、電子申告した申告データをもとに、e L T A Xを利用した電子納税（※）が可能です。

※ e L T A Xを利用した電子納税は、インターネットバンキングやA T Mから納税手続きを行うほか、事前に登録した金融機関口座から引き落としができるダイレクト納付により、全ての都道府県・市町村を対象として、複数の地方公共団体へ一括して納税することができます。また、代理人に依頼して納税することもできます。

※ 領収証書は発行されませんので、領収証書が必要な場合は、従来どおり納付書により金融機関や地域県民局県税部の窓口で納付していただく必要があります。

なお、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から以下の対象法人が行う法人県民税・法人事業税の申告は、e L T A Xにより提出しなければならないこととされました。

詳しくは、県税・市町村税インフォメーションやe L T A Xホームページをご覧ください。

○ 対象法人

(1) 各事業年度の開始の日における資本金又は出資金の額が1億円を超える
普通法人、公共法人、公益法人等及び協同組合等

(2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

※ 以上の法人が、電子申告せず書面により申告した場合は、不申告として取り扱われますので御注意ください。

※ 通算法人の場合、法人税及び地方法人税においては、グループ全体が電子申告義務化の対象となりますが、法人県民税・法人事業税においては、個々の法人ごとに資本金又は出資金の額が1億円を超えるかどうかで判定されます。

[県税・市町村税インフォメーション]

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/top.html>

[e L T A Xホームページ]

<https://www.eltax.lta.go.jp/>